番号は別添1に準拠

(全ての項目が2024年4月1日に施行となったため「施行日」欄は削除)

事業者が必要な措置	支社店・工事所が必要な措置 (太字が支社店分)	備 考		
1-2リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務				
(1)①労働者がリスクアセスメント対象物に	事業者の措置履行状況を確認し、必要な指導			
ばく露される程度を、以下の方法等で最小限度に	を行う。			
すること。				
i 代替物等を使用する				
ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体				
換気装置を設置し、稼働する				
iii 作業の方法を改善する				
iv 有効な呼吸用保護具を使用する				
②リスクアセスメント対象物のうち、一定程度の	事業者の措置履行状況を確認し、必要な指導	濃度基準値設定物質及び濃度		
ばく露に抑えることで、労働者に健康障害を	を行う。	基準値は別添2のとおり		
生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が				
定める物質(濃度基準値設定物質)は、労働者が				
ばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度				
の基準(濃度基準値)以下とすること。				
なお、建災防が作業ごとに策定するリスク管理				
マニュアルに準じること。				

		I
(2)上記措置の内容と労働者のばく露の状況を、	労働者からの聴取記録が作業場に掲示もしく	労働者からの意見聴取に
労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、	は備えられているか確認し、必要な指導を行う。	ついては 2023.9.27 に奥村組
3年間保存すること。		協力会ホームページに掲載済み
ただし、がん原性のある物質は30年間保存する		
こと。		
(3) リスクアセスメント対象物以外の物質も、	事業者の措置履行状況を確認し、必要な指導を	
労働者がばく露される程度を、(1)① i ~ ivの方法	行う。	
等で、最小限度にするように努めること。(努力		
義務)		
- 3皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止		
①皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性又は皮膚から吸収	事業者の措置履行状況を確認し、必要な指導を	
され健康障害を起こすおそれのあることが明らか	行う。	
な物質を取り扱う業務に従事する労働者に対し、		
保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等		
適切な保護具を使用させること。		
保護具の選定にあたっては、建災防が作業ごとに		
策定するリスク管理マニュアルに準じること。		
②皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性又は皮膚から吸収	事業者の措置履行状況を確認し、必要な指導を	
され健康障害を起こすおそれがないことが明らか	行う。	
なもの以外の物質を取り扱う業務に従事する		
労働者に対し、保護眼鏡、不浸透性の保護衣、		
保護手袋又は履物等適切な保護具を使用させる		
こと。		

1-4衛生委員会の付議事項の追加

衛生委員会の付議事項に、以下の①~④の事項を 追加し、化学物質の自律的な管理の実施状況の調査 審議を行うこと※。

- ① 労働者が化学物質にばく露される程度を最小 限度にするために講ずる措置に関すること
- ② 濃度基準値の設定物質について、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること
- ③ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること
- ④ 濃度基準値設定物質について、労働者が濃度 基準値を超えてばく露したおそれがあるときに 実施した健康診断の結果とその結果に基づき 講ずる措置に関すること
- ※ 衛生委員会の設置義務のない労働者数 50 人 未満の事業場も、労働安全衛生規則(安衛則) 第23条の2に基づき、上記の事項について、関係 労働者からの意見聴取の機会を設けること。

以下の場合は<u>支社店の安全衛生環境委員会で</u> 審議すること

- ・管下工事所で化学物質の漏洩、災害等が発生 した場合
- ・管下工事所で使用している化学物質による 災害等を把握した場合

	1-6リスクアセスメント結果等に関する記録の作成と保存				
	リスクアセスメントの結果と、その結果に基づき	事業者の措置履行状況を確認し、必要な指導を	リスクアセスメント結果記録		
	事業者が講ずる労働者の健康障害を防止するため	行う。(工事終了後の保存を除く)	については 2023.8.9 に奥村組		
	の措置の内容等は、関係労働者に周知するととも		協力会ホームページに掲載済み		
	に、記録を作成し、次のリスクアセスメント実施				
	までの期間(ただし、最低3年間)保存しなければ				
	ならない。				
-	1-8リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務(健康診断等)				
	(1) リスクアセスメントの結果に基づき、有害物	事業者の措置履行状況を確認し、必要な指導を			
	の健康影響の確認を行うときは労働者の意見を	行う。(工事終了後の保存を除く)			
	聴き、必要があると認めるときは、医師等が必要と				
	認める項目の健康診断を行い、その結果に基づいて				
	必要な措置を講じること。				
	前述の濃度基準値設定物質について、濃度基準値				
	を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに				
	医師等による健康診断を実施し、健康診断結果を				
	5年間(がん原性物質(別添3参照)については				
	30 年間) 保存すること。				
	(2)がん原性物質を取り扱う業務を行わせる	事業者の措置履行状況を確認し、必要な指導			
	場合は、その業務の作業歴を記録し、その記録を				
	30年間保存すること。	と11 /。(上ずが 1 仮い床付を 赤ヽ/			
	30 十川水行りること。				

2-1化学物質管理者の選任の義務

リスクアセスメント対象物を取り扱う事業者は 事業 化学物質管理者を選任し、以下の職務を行わせる 行う。こと。

- ラベル・SDS 等の確認
- ・ 化学物質に関わるリスクアセスメントの実施 管理
- ・ リスクアセスメント結果に基づくばく露防止 措置の選択、実施の管理
- ・ 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の 作成・保存
- ・ 化学物質の自律的な管理に関わる労働者への 周知、教育
- ・ ラベル・SDS の作成 (リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合)
- ・ リスクアセスメント対象物による労働災害が 発生した場合の対応

事業者の措置履行状況を確認し、必要な指導を 行う。

建設業における化学物質管理 者は、専門的講習の修了を求め られていないが、当該物質に 係る作業主任者技能講習修了者 等業務を適切に実施できる能力 を有する者を選任するよう 事業者を指導すること。

建設現場での作業は出張作業と位置付けられるのが一般的で、出張先ごとの選任までは義務付けられていないが、現場での職務履行の観点から、現場に配置された者から選任するよう求めること。

2-2保護具着用管理責任者の選任の義務

リスクアセスメントの結果、保護具を使用させる 事業 こととした事業場は保護具着用管理責任者を選任 行う。し、有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理 その他保護具の管理に関わる業務を行わせること。

事業者の措置履行状況を確認し、必要な指導を行う。

保護具着用管理責任者は、 保護具に関する知識経験を 有する者もしくは保護具着用 管理責任者教育(別添4参照) から選任すること。

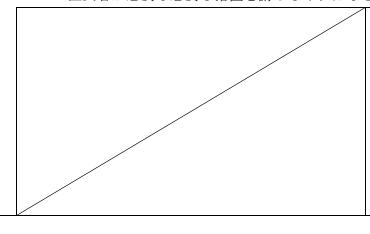
3-4化学物質を事業場内で、別容器等で保管する際の措置の強化

ラベル表示が義務付けられている化学物質を 他の容器に移し替えて保管する場合、ラベル表示等 により内容物の名称やその危険性・有害性情報を 伝達すること。

事業者の措置履行状況を確認し、必要な指導を行う。

使用のための小分けは、 当日中に使い切る(保存しない) のであれば措置の対象になり ません。

3-5注文者が必要な必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大



化学物質の製造・取扱設備(化学設備、特定 化学設備に加えて、SDS 等による通知の義務 対象物関係設備を追加)の改造、修理等の仕事を 外注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を 防止するため、化学物質の危険性と有害性、作業 において注意すべき事項、安全確保措置等を記載 した文書を交付しなければならない。